

**改正**

昭和42年9月1日規則第37号

昭和52年4月1日規則第19号

昭和52年10月10日規則第43号

昭和53年2月1日規則第3号

昭和55年5月2日規則第24号

昭和60年6月10日規則第36号

平成元年1月20日規則第4号

平成4年5月20日規則第22号

平成4年11月17日規則第50号

平成10年4月20日規則第27号

平成12年4月17日規則第35号

平成15年7月31日規則第36号

平成19年11月9日規則第73号

平成24年3月30日規則第33号

平成24年6月1日規則第47号

平成28年3月31日規則第24号

吹田市総合計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

**第7条** 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (昭和42年 9 月 1 日規則第37号)

(施行期日)

- 第 1 条** この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (昭和52年 4 月 1 日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和52年10月10日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和53年 2 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和55年 5 月 2 日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和60年 6 月10日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年 1 月20日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

**附 則** (平成 4 年 5 月20日規則第22号)

この規則は、平成 4 年 6 月22日から施行する。

**附 則** (平成 4 年11月17日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年 4 月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年 4 月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年7月31日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月9日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。（ただし書省略）

（以下省略）

**附 則**（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。